

アスベスト含有建材の撤去・処理作業における注意すべき事項

1. アスベスト含有建材の撤去

- (1) アスベスト含有建材の撤去は、内装材及び外部建具等の撤去にさきがけて行う。
- (2) 建物内部で撤去作業を行う場合は、外部建具を閉鎖するとともにガラスの破損個所又は換気扇枠等で粉じんが外部に飛散するおそれがある箇所をビニールシート等で塞ぐものとする。
- (3) アスベスト含有建材の撤去は、可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則として、「手ばらし」とする。なお、建物外部のアスベスト含有建材を撤去する場合は、できる限り、原形そのまま撤去する。
- (4) 撤去作業中は、散水その他の方法により、アスベスト含有建材を常に湿潤な状態として作業を行う。
- (5) 撤去作業には、防じんマスク、防護メガネ及び作業衣を着用させる。
- (6) 撤去作業後、アスベスト含有建材の破片、破断粉及び作業衣等に付着した粉じんが残存しないよう、真空掃除機等により、清掃及び後片付けを十分に行う。

2. アスベスト含有建材の集積、運搬等

- (1) 撤去したアスベスト含有建材の集積及び積み込みに当たっては、高所より投下しないことのほか、粉じんの飛散防止に努める。
- (2) 細かく破碎されたアスベスト含有建材は、湿潤化の上、丈夫なビニール袋に入れる等、飛散防止の措置を講じる。
- (3) 撤去したアスベスト含有建材を運搬するまでの間、現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め、一般の内装材と分別して保管するものとし、シートで覆う等、飛散防止の措置を講じる。また、保管場所には、アスベスト含有建材の保管場所であることの表示を行う。
- (4) アスベスト含有建材の運搬に当たっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。
- (5) アスベスト含有建材の撤去、集積、積み込み及び保管等の処理が確実に行われたことを確認する。

3. アスベスト含有建材の処分等

- (1) アスベスト含有建材は、普通の産業廃棄物として安定型処分場で処分する。なお、マニフェストには、アスベスト含有建材であることを明示する。
- (2) 撤去されたアスベスト含有建材の処分が完了した場合は、マニフェストにより処分が確実に行われたことを確認する。